

項目	A 案	B 案	C 案	D 案	E 案	F 案
名称	恵庭産ビール等による乾杯の推進に関する条例	恵庭市ビール等による乾杯の推進に関する条例	恵庭産ビール等で乾杯を推進する条例	恵庭産飲料の開発・普及促進に関する乾杯条例	えにわ・水の恵みに乾杯条例（通称：ビールで乾杯条例）	恵庭産ビール・飲料等で乾杯条例
前文	<p>恵庭市には、恵庭岳を源流とした潤沢で豊富で良質な水資源がある。それは、水が主原料となっていけるビール等の製造にとってはとても重要なものであり、水と緑あふれるこの地において生まれるビール等はその文化とともに世界に発信するにふさわしいものである。</p> <p>また、本市には、緑豊かな大地から育まれる多くの農産物があり、それは、次世代へつなぐ大きな財産でもある。</p> <p>ここに、その価値を活かしながら、本市で製造されているビール等での乾杯を推進することで本市の発展を醸成し、合わせて飲酒運転による事故の根絶を誓い、この条例を制定する。</p>	<p>恵庭市の西側には、本市のシンボル・恵庭岳をはじめ漁岳、空沼岳などの山々がつなり山麓はすべて深い森に覆われ、支笏湖の伏流水を始め雨水や融雪水を集めた清潤な水が山肌を幾筋も流れています。</p> <p>なかでも、漁岳頂上付近を源流とする「漁川」は、多くの支流と合流し、水量豊かな川となって平野部に流れ下り市街地や農地を潤しながら貢献する本市の「母なる川」であるとともに、原生林や田園など美しい流域の景色を織りなしています。</p> <p>この清らかな水、そして肥沃な大地は、米、野菜、花を中心に多様な農産物を育んできました。私たちには、この豊かな自然環境を守りそれらのもとで育まれる農産物やその加工品を自然環境とともに、ふるさとの財産として、誇りと愛着を持って次世代に受け継いで行く大切な使命があります。</p> <p>そして、地域の食文化に愛着と関心を寄せ、ビール等や地元農産物を自ら味わうとともに恵庭市に訪れる多くの方に提供する事は、恵庭市の魅力の発信と交流人口の増加、地域産業の振興と発展へとつながります。</p> <p>これらの事から恵庭市、市議会議員、事業者及び市民が一体となってビール等の乾杯の習慣を広めることで、ビール等の消費の拡大や地産地消を推進し、農業をはじめとする地域産業を将来にわたって維持、発展させていくことを決意し、この条例を制定します。</p>	<p>恵庭市には、恵庭岳を源とした漁川をはじめとする多くの河川があり、豊かな水が織りなす自然の風景は恵庭の象徴であります。先人から引き継いだこの財産を今ここで暮らす私たち恵庭の市民はこれからも守り後世につないでいかなければなりません。</p> <p>また、この豊かな水から作られる農作物や飲料水などは、恵庭の基幹産業を創生し市内経済を支え、私たち恵庭の市民はその恩恵の中に日常の生活を送っております。その喜びと人々のつながりを大切にする恵庭の人柄の更なる醸成を恵庭の水から製造されているビールで乾杯し、農商工連携で生み出される食材を賞味し、恵庭のまちを元気にするためこの条例を制定する。</p>		<p>恵庭市は、恵庭岳をはじめとする山々を源流とする水の恵みとともに歴史を重ねてきました。その豊かな水の恵みは、市民が主体となった花のまちづくりを支え、農産物や食品、飲料として全国に届けられています。</p> <p>私たちは、総合計画に掲げる「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」を実現するため、乾杯を通じた人のつながりと地域の魅力をさらに発信していくよう、この条例を制定します。</p>	<p>※恵庭市のこれまでの歴史、水資源に恵まれている背景・水資源を利用したビールや飲料などの紹介。</p>

8/22、8/23、8/24市民意見交換会資料 条例素案比較表

項目	A 案	B 案	C 案	D 案	E 案	F 案
第1条 目的	この条例は本市の水資源で製造されているビール等による乾杯を推進することにより、多くの農産物を活かし、市民の郷土に対する愛着を深め、文化に親しむ機会を増やしながら、地域経済の発展に寄与することを目的とする。	この条例は、ビール等（本市の区域内において製造され、又は原材料に地元農産物（本市の区域内において生産された農産物をいう。以下同じ。）が使用された日本酒、焼酎、果実酒、その他の酒類及びジュースその他の飲料をいう。以下同じ。）による乾杯を推進することで、ビール等の普及を促進し、ビール等及び地元産農産物の消費拡大を図り、もって地域産業の振興及び郷土愛の醸成に寄与することを目的とする。	この条例は、「乾杯」を通して私たち恵庭の市民が元気で暮らすことを願い、もって市内経済の発展に寄与することを目的とする。	この条例は、恵庭産飲料の開発・普及促進を図ると共に、恵庭産飲料で乾杯の習慣を広め、日本の食文化への理解や地域経済の活性化に寄与することを目的とする。	この条例は、本市で生産されるビールや清涼飲料等（以下「ビール等」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、ビール等と地域の食文化の普及促進を図るとともに、人のつながりを深め、もって地域の活性化を図ることを目的とする。	この条例は、本市の誇る水資源を使用し、本市で生産されたビール・清涼飲料等による乾杯の習慣を広めることにより、恵庭の水の素晴らしさを、啓蒙すると共に、地域経済の活性化を図ることを目的とする。
第2条 市の役割	市は、ビール等による乾杯を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	市は、ビール等による乾杯を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	市は「乾杯」を慣習から文化にするまで鋭意努力し、「乾杯」から生まれる人と人とのつながりを大切にする思いを市民に啓発する。 2 農商工連携の一層の拡大をもって、その產品を市民はもとより市外の方々にアピールし恵庭産ブランドの確立を図り市内経済の活性化に努める。	本市は、恵庭産飲料の開発・普及促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。	市は、ビール等による乾杯とその普及の促進に積極的に取り組むよう努めるものとする。	市は前条の目的を達成するため、恵庭産ビール・飲料等を生産する事業者と協力し、推進するよう努めるものとする。
第3条 事業者の役割	ビール等の生産を生業とする者は、ビール等による乾杯を推進するために主体的に取り組むとともに市及び他の事業者とも協力することに努めるものとする。	事業者（ビール等を製造、販売又は、提供する事業者をいう。以下同じ）は、ビール等による乾杯を推進するよう努めるものとする。	事業者は、市内事業者間の一層の連携を試み、恵庭産ブランドの食品等の開発に努める。 2 市内外への恵庭産品のアピールに市と協力して行うよう努める。	飲食店及び宿泊業を営む事業者は、恵庭産飲料の開発・普及促進するため主体的に取り組むよう努めるものとする。	ビール等の生産に関する事業を行なう者は、ビール等による乾杯とその普及を促進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。	恵庭の水を使用し、事業を行う者は、主体的にビール・飲料等による乾杯の推奨・促進に取り組むと共に、市及び他の事業を行なうものと相互に協力するよう努めるものとする。

8/22、8/23、8/24市民意見交換会資料 条例素案比較表

項目	A 案	B 案	C 案	D 案	E 案	F 案
第4条 市民の協力	市民は、市及び事業者等が行うビール等による乾杯に協力するよう努めるものとする。	市民はビール等による乾杯に協力するよう努めるものとする。	市民は人と人が集まる喜びと健康で元気に暮らせる思いを「乾杯」に託すよう心掛ける。 2 市がもたらす恵庭産ブランドの食品等の情報を積極的に活用し、日常の生活に取り入れるよう心掛ける。	市民は、本市及び事業者が行う恵庭産飲料の開発・普及・促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。 2 市民は、市内で行われる飲食物が提供される会食等において乾杯が行われる場合、可能な範囲においてビール等で乾杯し、その普及・促進に協力するよう努めるものとする。	市民は、市及び事業者が行うビール等による乾杯とその普及の促進に関する取り組みに協力するよう努めるものとする。 2 市民は市内で行われる、飲食物が提供される会食等において、乾杯が行われる場合、可能な範囲において、恵庭産ビール・飲料などで乾杯するよう、努めるものとする。	市民は、第1条の目的を達成するため、普及の促進及び、市及び事業者が行う取り組みに協力するよう努めるものとする。 2 市民は市内で行われる、飲食物が提供される会食等において、乾杯が行われる場合、可能な範囲において、恵庭産ビール・飲料などで乾杯するよう、努めるものとする。
第5条 個人の嗜好と意思の尊重	市及び議会、事業者、市民は、この条例の施行に当たっては、個人の嗜好及び意志を尊重しなければならない。	市、議員、事業者、及び市民は、この条例の施行に当たっては、個人の嗜好及び意志を尊重し、アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）その他の関係法令を順守するものとする。	この条例の推進にあたり、個人の嗜好および意思の尊重は優先される。	市事業者及び市民は、この条例運用に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するとともに、交通ルールや飲酒マナーを遵守しなければならない。	市、事業者及び市民は、本条例に基づく取り組みの推進にあたり、個人の嗜好及び意思を尊重するとともに、アルコール健康障害（アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害）及びこれに関連して生ずる、暴力、虐待、自殺等の問題の防止に配慮するものとする。	市、事業者及び市民は、この条例の実施に当たっては、個人の嗜好及び意志を尊重するとともに、アルコール健康障害（アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害）及びこれに関連して生ずる、暴力、虐待、自殺等の問題の防止に配慮するものとする。
第6条 飲酒運転の根絶	市及び議会、事業者は、飲酒運転による事故の根絶のため、あらゆる手段を講じてその達成のために努めなければならない。また、市民はその取り組みに対して協力しなければならない。	乾杯には、アルコール飲料が多く使われる事から、「飲んだら乗るな」を徹底し、私たち恵庭市民は、アルコール飲料を飲んだら絶対に自動車等の運転をしないことを宣言します。	乾杯にはアルコール飲料が多く使われるが、「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を徹底し、私たち恵庭の市民は、アルコール飲料を飲んだら絶対に「自動車等の運転はしない、させない、許さない」社会環境づくりに努めましょう。		市、事業者及び市民は、北海道飲酒運転の根絶に関する条例の趣旨に則り、それぞれの責務を果たすものとする。	市及び市民は「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を持ち、社会全体で飲酒運転を根絶すべく、それぞれの責務を果たすものとする。 2 事業者等は、市において実施する飲酒運転の撲滅に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。 3 事業者等は、酒気を帯びた者が自動車等を運転するおそれがあるときは、飲酒運転をしないよう、声かけ、警察官への通報等の措置を講ずるよう努めるものとする。 4 事業者等は、施設の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書、ポスター等を掲示する等、飲酒運転を撲滅するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。